



入院のご案内



社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団
兵庫県立リハビリテーション中央病院

✿リハビリテーションの理念

- ・リハビリテーションは、その人にできないことをたずねるのではなく、できることを発見・拡大させることである。
- ・障害をもっていても人間性は傷つけられない。
- ・障害をうけた人間ではなく、障害とともに生きる当たり前の人間である。

✿病院の目的

リハビリテーション中央病院は、様々な原因で身体機能に障害を持った人や、その可能性のある人たちに対して、診断、治療、各種リハビリテーション療法、リハビリテーション看護、ケースワークなどを通して家庭復帰、職業復帰や復学など全人間的復権を援助する専門病院です。

また、兵庫県におけるリハビリテーションの中核病院としての役割も担っています。

✿私たちの目指すもの（中央病院運営理念）

- 1 患者さんの立場に立ったチームアプローチによるリハビリ医療
- 1 入院から在宅までの一貫したサービス
- 1 安全で質の高い先導的なリハビリ医療の追求

✿患者さんへのメッセージ

＝ 患者さんの権利 ＝

1. 良質で安全かつ効果的な医療を公平に受けることができます。
2. 医療を受けるにあたって、それぞれ一人の人間として人格や価値観などが尊重されます。
3. ご自身の個人情報およびプライバシーは厳重に守られます。
4. 治療や検査について、医学的に正しいいくつかの選択肢がある場合、ご自身の意志で選択し、決定することができます。
5. 治療や検査について、複数の医師の意見を求めることができます。また、病気のことや、治療や検査などについて、理解と納得を得るまで質問し、ご自身の意見を述べることができます。また、場合によっては中止を求めることもできます。

＝ 患者さんの義務 ＝

1. 医療を受けるにあたって、ご自身の健康に関する情報は詳しく正確に知らせていただくことが必要です。また、医療費は、速やかに支払う必要があります。
2. 医療には医学、社会、経済、倫理等の様々な要因により限界があることを認識して、ご納得いただく必要があります。
3. 当院の規則および公共の場のルールを守り、他の患者さんの治療や病院職員による医療提供に支障を与えないよう配慮していただくことが必要です。
4. できるだけ明確に意思表示をしていただくことが必要です。
5. 選択された治療や検査等には前向きに取り組んでいただくことが必要です。
また、治療や検査等を中止する場合は速やかに申し出る必要があります。

兵庫県立リハビリテーション中央病院における「子どもの権利」

～（病院が）守っていくこと （病院で）守ってもらいたいこと～

私たちは、安心して受診していただける療養環境の実現を目指し、当院の「子どもの権利」を明確にして、「病院内で守ってもらいたいこと」についても決めました。これらを職員一同が認識するとともに、子どもの育つ力を信じ、子どもが自分らしい人生を歩んでいけるよう、保護者の皆様とともに、チーム医療（医師・看護師・保育士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・公認心理師・薬剤師・臨床検査技師・診療放射線技師・管理栄養士・医療ソーシャルワーカー・訪問学級教員など）で子どもたちを支援して参ります。

I 子どもの権利（病院が守っていくこと）

- 1 人として大切にされ、自分らしく生きる権利
- 2 差別されず、からだやこころを傷つけられない権利
- 3 自分にとって一番良いことを考えてもらう権利
- 4 分かりやすい説明を受ける権利
- 5 自分の気持ち・希望・意見を伝え、治療に参加する権利
- 6 病気のときも遊んだり勉強したりする権利
- 7 自分のことを勝手にだれかに言われない権利（個人情報保護）
- 8 自分の秘密が守られる権利（入院・外来診療の場でのプライバシー保護）
- 9 心配なとき、他の医師の意見（セカンドオピニオン）を聞くことができる権利

II 子どもと保護者にお願ひしいこと（病院で守ってもらいたいこと）

- 1 自分のからだところの健康について困っていることや、（学校や家での生活に）不安を感じていることなどを、できる限り正確に私たち医療者に伝えてください。
- 2 自分のからだところのために、必要な治療・検査などに積極的に取り組んでください。治療・検査・入院生活などで困っていることがあれば、私たち医療者に必ず伝えてください。
- 3 だれもが安心・安全に治療を受けることができるように、社会のルール・病院の規則・病院職員からの願ひを守ってください。他の患者さんに迷惑がかかる場合や病院職員の仕事を妨げるような場合には、当院で治療を続けることができなくなる場合があります。

（2022年12月13日制定）

入院のご案内

病気や障害を克服するには皆さんの“治そう”“よくなろう”という気持ちが大切です。

当院の職員は、病院の理念に沿って皆さんと同じ気持ちで共に汗をかき、最高のリハビリテーション医療を行うよう努力いたします。

病院には、多くの患者さんがいっしょに生活をされていますので、いくつかの規則を作っております。

ご不自由なこともあると思いますが、ご理解のうえご協力ください。

私たちは、皆さんが少しでも快適に一日も早く快方に向かわれるよう願っております。

お困りのことがあれば、ご遠慮なくご相談ください。またお気づきのことがあれば、お聞かせください。

病 院 長

目次

- I 入院の準備・・・・・・・・・・ P2~4
- II 入院中の生活についてのお願ひ・・・・・・・・ P5~11
- III 入院中の療養についてのお願ひ・・・・・・・・ P12~16
- IV 入院中の諸手続き・・・・・・・・・・ P17~18
- V 患者さん及びご家族の方へ・・・・・・・・ P19~20



【別添】

- ・輸血拒否患者さんへの当院の対応方針について
- ・個人情報保護に関するお知らせ
- ・入院連絡票
- ・入院申込・診療誓約書並びに連帯保証書
- ・患者さんの責務
- ・入院患者さんの喫煙について
- ・入院時チェック票

「入院のご案内」は、入院に必要な手続きと、入院生活を安心、快適に過ごしていただくためのものです。ご家族の方とともにお読みください。

(入院前のお問い合わせは、土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時までに、1階医事課入退院受付にお願いいたします。)

*この「入院のご案内」のパンフレットは、入院時にご持参ください。

I 入院の準備

①入院の手続きについて

- (1) 入院日が決まりましたら、電話でお知らせいたします。
- (2) 「入院申込書」に記入された連絡先が変わったときは、すぐにご連絡ください。
- (3) 入院日は、午前10時までに1階医事課入退院受付で所定の手続きを行ってください。

【手続きに必要なもの】

- ・健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、食事療養費減額認定書（お持ちの方）、介護保険証、障害者手帳、各種医療受給者証（限度額適用認定証など）
 - ※入院中は月一回保険証を確認いたしますので、お支払い時にお持ちください。
 - 入院中に保険証が変わりましたら、すぐに新しい保険証をお持ちください。
 - 健康保険証の提示がない場合は、自費の取扱いになります。
 - ※特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方は、入院中、特定医療費（指定難病・小児慢性特定疾病）自己負担限度額管理票を記載する必要がありますので、医事課でお預かりし、退院時にご返却いたします。
 - 入院中に他病院を受診される場合は、他病院での記載が必要となりますので、医事課にお越しいただくとご返却し、他病院での受診が終わられましたら、医事課まで再度お持ちくださいますようお願いいたします。
 - ・診察券（当院の診察券をお持ちの方）
 - ・印鑑
 - ・入院申込・診療誓約書並びに連帯保証書
- ※スポーツ医学診療センターの日曜入院の患者さんは、別途説明用紙「日曜日に入院される患者さんへ」をご参照ください。

②入院時に必要なもの

- (1) 入院携帯品
 - ・お薬 … 他の医療機関からのお薬がある方は、入院受付後に薬剤部でお預かりいたします。円滑なお預かりのため、現在使用中のお薬（内服薬以外の塗り薬、貼り薬、点眼薬、市販薬、サプリメントも含む）と最新の「お薬情報紙」又は「お薬手帳」をすぐに出せるようにあらかじめ1つの袋にまとめておいていただきますようご協力お願いいたします。
 - 「お薬情報紙」「お薬手帳」は、かかりつけの調剤薬局または通院中の医院や病院に依頼してください。
 - お薬によっては、一時中止しないと手術が中止や延期になることがありますので、現在使用中のお薬をすべてご提示ください。
 - 安全な薬物療法を提供するため、ご協力お願いいたします。

- ・ 日用品 … 洗面器、歯磨きセット、ボディソープ、マスク、洗濯洗剤、シャンプー、リンス、くし、ティッシュペーパー、使用済の洗濯物入れ(チャック付ナイロン袋など)、運動靴など(スリッパ、サンダルはご遠慮ください)
- ・ 食器類 … 箸、スプーン、コップ、水筒など
- ・ 衣類 … タオル3～5枚、バスタオル3～5枚、下着、パジャマ、動きやすい服(トレーニングウェアなど)各2～3組
*衣類等の必要数は、病状等により異なることがあります。
入院後、看護師とご相談ください。
- ・ その他 … 筆記用具等
この「入院のご案内」のパンフレットをご持参ください。
*ハサミやつめ切り、刃物類の持ち込みは、原則、禁止としております。
*日用品につきましては、1階売店にて販売をしておりますので、ご利用ください。



(2) 手術目的の入院の場合

- ・ 手術目的で入院される場合は、「手術を受けられる患者さんへ」に記載しております衣類等もあわせてご準備ください。

(3) 患者衣レンタルについて

- ・ 術後の寝衣およびリハビリ着をレンタルで提供させていただいております。
- ・ ご利用を希望される方は、入院時に1階医事課受付にお声かけいただき、『患者衣レンタル申込書』を提出してください。
- ・ ご利用料金は、いずれも洗濯付き、1着の料金(税込)です。(2022年3月1日から)

術後寝衣(病衣)	¥308.-
リハビリ着(上)	¥253.-
リハビリ着(下)	¥253.-
Tシャツ	¥143.-
- ※消費税率の改正が行われた場合、適用となる税率で計算された料金に変更となります。
- ※1着ずつ交換での提供になりますので、交換される場合は、ご自身での洗濯は不要です。そのまま看護師にお渡しください。
- ※万が一、故意または過失による紛失・破損等により、返却不能となった場合は、紛失等賠償金をお支払いいただきます。
- ・ ご利用時は、お気軽に看護師までお声がけください。



③ 病院からのお願い

(1) 持ち物について

- ・ 持ち物は個人で管理できるよう必要最小限に整理して、氏名を油性マジック等ではっきりとお書きください。
- ・ 当院では昼間はトレーニングウェア等の日常着に、夜間はパジャマ等に替えていただいております。

(2) 駐車について

- ・入院される際、車で来院され、そのまま入院期間中を通じて駐車されることは固くお断りします。

(3) 入院中の他の医療機関の受診について

当院に入院中、原則として、他院で診療や投薬を受けることはできません。当院以外の病院・医院へ受診（家族の方が薬をもらいにいく場合も含む）を希望される場合は、必ず主治医または看護師にご相談ください。

主治医が専門的な診療や治療が必要と判断した場合は、他院へのご紹介をさせていただくことがございます。

(4) 診療上の都合により、病棟及び病室を移動することがありますので、ご了承ください。

④病室について

(1) お部屋は、4人部屋が標準です。

(2) 特別室、個室もあります。ご希望の方は入院予約をされるときにお申し出ください。但し、保険の適用がありませんので、別途室料差額が必要となります。

室料差額は次のとおりです。

	病室数	病室番号	広さの目安	設 備	室料(1日)
特別室	3室	310号室、552号室、566号室	20㎡ 11畳程度	バス、トイレ、応接セット、クローゼット、テレビ、湯沸かし室、冷蔵庫、電話（通話料は別途請求）	18,800円
A個室	7室	352号室、370号室、452号室、453号室、468号室	15㎡ 8~9畳程度	洗面台、冷蔵庫、整理ダンス、トイレ	10,500円
		381号室、382号室		洗面台、冷蔵庫、整理ダンス	
B個室	8室	303号室、353号室、368号室、402号室、403号室、467号室、508号室、510号室	15㎡ 8~9畳程度	洗面台、冷蔵庫、整理ダンス	8,400円

II 入院中の生活についてのお願い

入院中は、お互い気持ちよく安心して療養に専念していただくために、さまざまな制約や約束ごとをもうけておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

ホームページと床頭台のテレビ（5チャンネル）でも生活全般についてご案内しておりますので、ご覧ください。

① 入院生活一般について

(1) 電気製品のご使用について

- ・電気容量の関係上、電気器具の持ち込みを制限させていただきます。
- ・電気製品の持ち込みを希望される場合は、看護師にご相談ください。
- ・病室にプリペイドカード式テレビを備えており、病棟各階にプリペイドカード（1枚1,000円で1,000分）の自動販売機を設置しています。プリペイドカードの残金は、1階の現金自動預払機（ATMコーナー）横に精算機を設置しています。（テレビの持ち込みは、できません）
- ・貸冷蔵庫のご利用につきましては、1階医事課入退院受付にお申し込みください。
- ・電気製品をご使用される場合は、使用許可が必要となります。使用される場合は、他の患者さんのご迷惑とならないよう、ご配慮ください。また、節電にご協力ください。（テレビ等を使用される場合は、イヤホンの使用をお願いいたします。）

(2) 現金・貴重品について

- ・盗難防止のため多額の現金・貴重品は持ち込まないでください。
- ・セーフティボックスをご利用ください。鍵の管理はご自身でお願いいたします。
- ・盗難・紛失には責任を負いかねますのでご注意ください。

(3) 喫煙について

- ・病院敷地内は、全面禁煙（電子タバコ・煙等が出るタイプの禁煙パイプ等を含む）となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

(4) 飲酒について

- ・病院内及びセンター内は禁酒となっております。
- ・ノンアルコール飲料（アルコール類と紛らわしいもの）もアルコールと同様に、病院内及びセンター内では禁止です。
- ・外出泊後の酒気帯びでの帰院はお断りいたします。

(5) 携帯電話の使用について

- ・携帯電話での通話は、食堂やデイルーム、公衆電話付近でのご使用をお願いいたします。
- ・処置室、診察室や病室では、電源を切るか、マナーモードにし、通話をご遠慮ください。
- ・他の皆さんへの迷惑にならないよう、ご配慮をお願いいたします。
- ・精密医療機器を使用している手術室、観察室や観察室周辺では、電源をお切りください。
- ・なお、医療スタッフは、医療機器への影響の少ない医療用PHSを使用しています。

(6) 外出・外泊について

- ・外出・外泊は医師の許可が必要です。無断外出・外泊は禁止しております。
- ・希望される方は、3日前までに看護師にお申し出ください。
- ・外出・外泊されるときは、ナースステーションで「外出泊票」をお渡ししますので、必要事項をご記入後、看護師にお渡しください。
- ・帰ってこられた時には、必ず、ナースステーションの看護師までお知らせください。
- ・センター内であっても、病院の建物外に出かけられる場合は、ナースステーションの看護師に、お声かけください。
- ・外出・外泊時は、原則午後8時までに病院にお戻りください。

(7) 病院備え付けの物品等の使用について

- ・病院の備え付けの物品等は皆さんが使用しますので、丁寧にお使いください。
- ・故意または過失により物品、寝具、その他を破損・紛失された場合は、実費弁償していただくことがあります。

(8) 郵便物及び宅配便等について

- ・患者さん宛の手紙類やお荷物等は、平日のみ受け取りとなります。日時の指定及び着払いでの受け取りはご遠慮ください。
- ・荷物の発送は1階売店でお尋ねください。

(9) 夜間出入口について

原則、午後8時から翌朝7時30分までは、出入りできません。

② 迷惑行為により診療が不可能となる場合について

当院では、患者さんの安全を守り、また、業務を円滑に行うため、万一、次のような迷惑行為を認めた場合には、診療不可能と判断させていただく場合があります。

- ① 大声、暴言または脅迫的な言葉により、他の患者さんに迷惑を及ぼし、あるいは病院職員の業務を妨げた場合
- ② 病院内で喫煙や飲酒をされた場合
- ③ 病院や病院内の物品を故意に破損した場合
- ④ セクシャルハラスメントの行為があった場合

※実際に他の患者さんや職員に対し暴力行為があった場合は警察に連絡し、診療をお断りする場合があります。

③ 面会について

- ・ 面会時間

平	日	午後 4 時～午後 8 時
土日・祝日		午前10時～午後 8 時
* 年末年始は、土日・祝日と同様の時間となります。		



- ・ 面会時は、ナースステーションにある「来院カード」にご記入ください。
- ・ 患者さんの療養を中心に考えておりますので、時間は厳守でお願いいたします。
- ・ 患者さんの病状により、面会をお断りすることがありますので、ご了承ください。
- ・ 電話による入院患者さんに関するお問い合わせは、お断りしております。患者さんご自身及びご家族等から、必要な方にご連絡いただきますようご協力をお願いいたします。

4 院内の設備について

(1) 洗濯機・乾燥機

- ・洗濯機・乾燥機は各病棟の洗濯室にありますのでご利用ください。
100円玉をご準備ください。両替は売店でお願いいたします。（別途料金が必要です。）
- ・使用時間（午前7時から午後10時まで）の遵守に、ご協力をお願いいたします。

(2) 電話

- ・公衆電話は1階ロビー及びデイルーム（4階・5階・新館3階）に備えております。
- ・外部からの電話は午後4時以降は、ご遠慮ください。
- ・公衆電話や携帯電話のご利用は、起床時間から就寝（午前7時から午後10時）までとなっておりますので、ご協力をお願いいたします。

(3) 貸冷蔵庫

- ・貸冷蔵庫はデイルームにあります。
- ・ご利用になりたい方は、1階医事課入退院受付にお申し込みください。
(別途料金が必要です。)
- ・生もの、いたみやすい食べ物の保管はご遠慮ください。
- ・ご利用を中止される際は、必ず清掃、後片付けをして1階医事課入退院受付へ鍵をご返却ください。

(4) 郵便ポスト

- ・病院東玄関前（夜間出入口）にあります。

(5) 現金自動預払機（ATMコーナー）

- ・銀行の現金自動預払機が1階ロビーにありますのでご利用ください。

*利用時間…平日 午前8時～午後7時
休日 午前9時～午後7時

(6) 無料Wi-Fi接続サービス

- ・院内各所に掲示されているポスターに記載された利用方法等をご覧いただき、利用規約に同意のうえ、ご利用ください。
- ・端末等の接続設定や操作などの個別のサポートは行っておりません。

⑤災害が起きた場合について

医師、看護師及び、病院職員の誘導に従って行動してください。



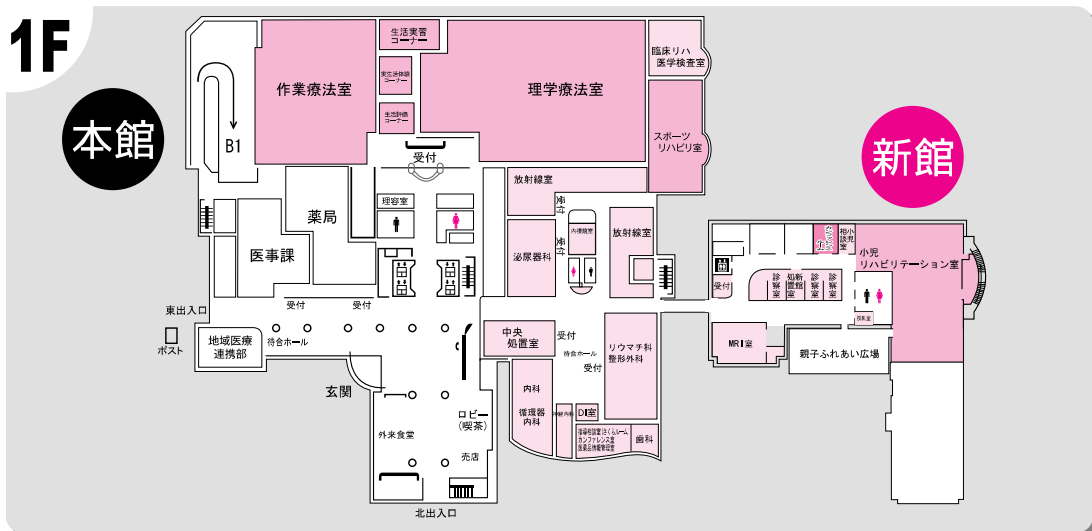
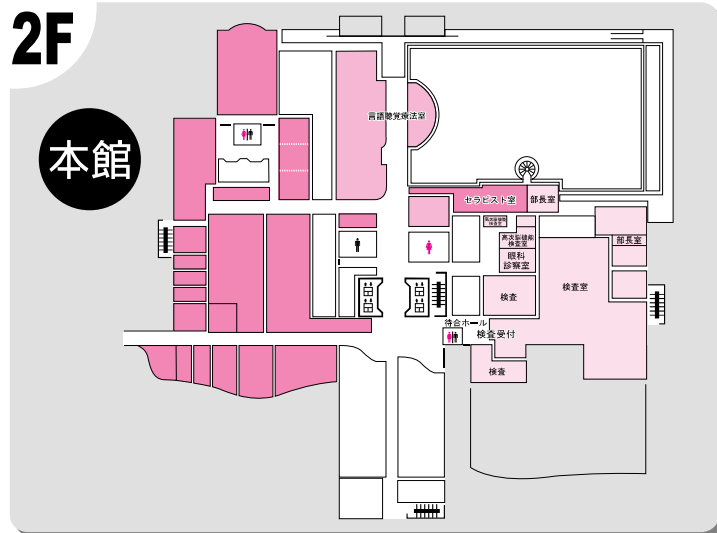
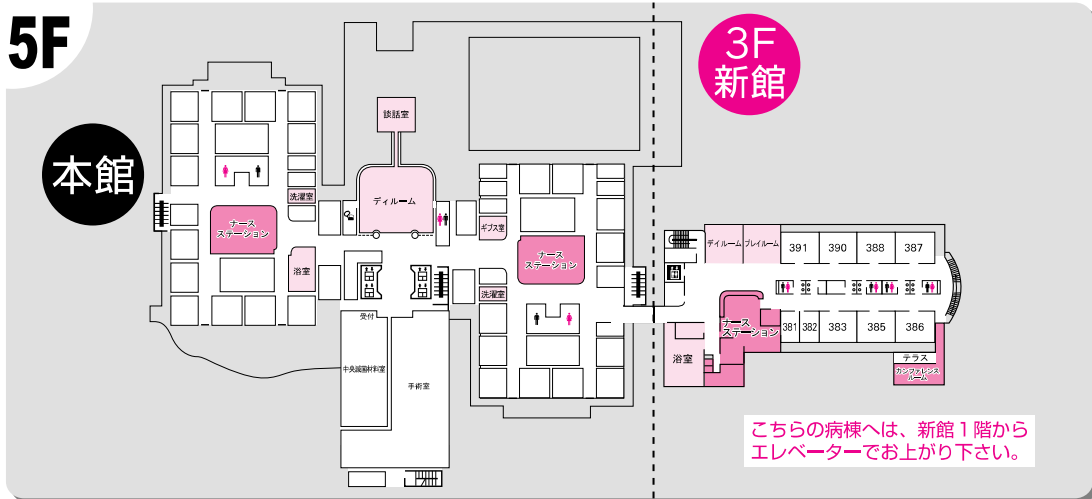
⑥院内での一般ゴミ（非医療系廃棄物）の捨て方について

病室等で発生する一般ゴミ（非医療系廃棄物）については、下表のとおり分別して、病棟の「洗髪・洗濯室」やデイルームのゴミ箱に捨ててください。また、デイルームまでゴミを持っていけない方については、病室のゴミ箱に入れてください。

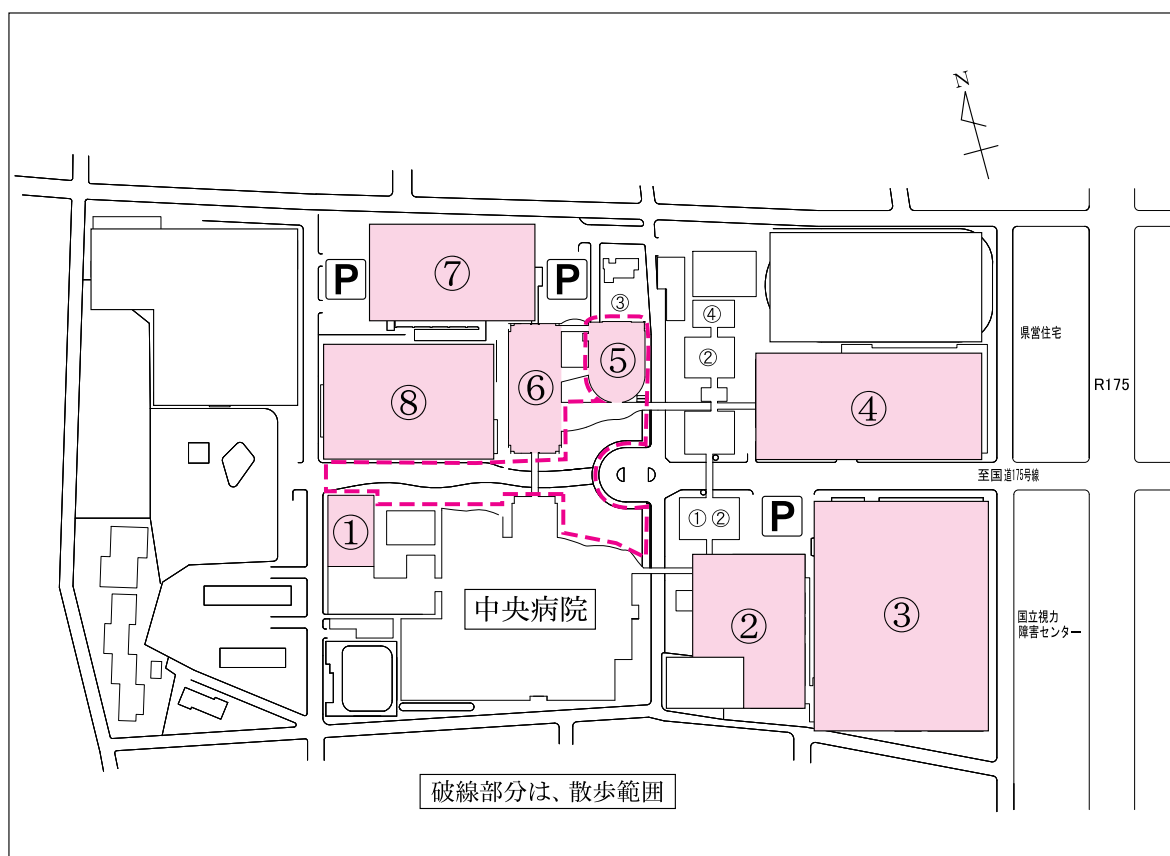
区分		
可燃ゴミ	資源ゴミ	不燃ゴミ
 <p>(赤色)</p>	 <p>(緑色)</p>	 <p>(青色)</p>
<p>*燃えるゴミ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙類 (紙くず、新聞、雑誌など) ・生ゴミ(残飯など) ・布や衣類 ・プラスチック 	<p>*空き缶・空きビン・ペットボトルなど</p> <ul style="list-style-type: none"> ・缶 (飲料又は食品が入っていたもの) ・ガラス製ビン (飲料又は食品が入っていたもの) ・PETマークのついたペットボトル (飲料が入っていたもの) 	<p>*ガラスなど燃えないゴミ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源ゴミ以外の燃えないゴミ

7 院内配置について

3F~
5F



⑧中央病院散歩範囲と総合リハビリテーションセンター内のご案内



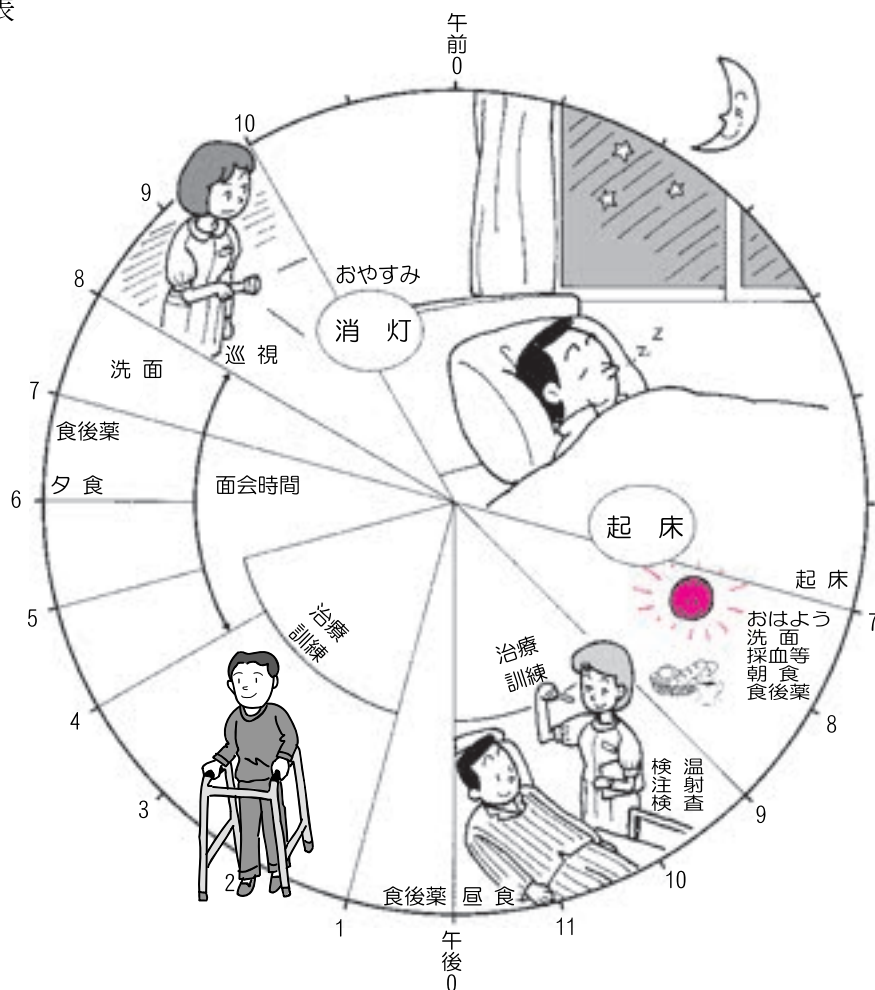
- ①肢体不自由児療護施設「おおぞらのいえ」
- ②職業能力開発施設、障害者支援施設「あけぼのの家」
- ③県立障害者高等技術専門学院
- ④障害者支援施設「自立生活訓練センター」
- ⑤展示ホール
- ⑥福祉のまちづくり研究所
- ⑦障害者スポーツ交流館
- ⑧救護施設「のぞみの家」

*病院建物外（破線部分以外）に出かけられる時は、「主治医の許可」や「外出届」が必要となります。ナースステーションの看護師にお申し出ください。

Ⅲ 入院中の療養についてのお願い

① 入院生活の標準的日課について

(1) 日課表

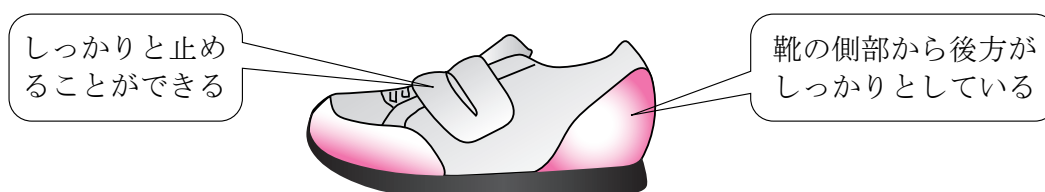


(2) 検査について

- ・入院されますと治療方針決定のためいろいろな検査を行います。
- ・ペースメーカーやステントなど体内に金属がある方は、CTやMRIの検査時に、支障が生じることがありますので、お申し出ください。
- ・医師・看護師が、患者さんやご家族の方の、ご理解と納得の得られる説明をさせていただきます。
- ・必要時、治療や検査に対する同意書をいただきますので、ご協力をお願いいたします。
*医療行為の途中で、患者さんの血液が付着した針を職員が誤って自分の皮膚に刺した場合など、感染予防のため患者さんの血液検査（B型C型肝炎ウイルス、HIV、エイズを含む）をさせていただくことがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、検査結果の報告については、個人情報保護法を遵守し、その際の費用は当院が負担いたします。

(3) 訓練について

- ・ 医師の処方に基づき理学療法 (PT)・作業療法 (OT) および言語療法 (ST)・臨床心理療法 (CP)・音楽療法 (MT) を行なっております。
- ・ 訓練室だけでなく、病棟での日常生活 (食事・トイレ・着替えなど) も大切な訓練として取り組んでいます。
- ・ 訓練時間が決まり次第、個別に「訓練スケジュール表」をお示しいたします。
- ・ 歩行練習用の靴は、履きやすく、靴の側部やソールがしっかりしている靴をお選びください。



装具を使った訓練には、靴の中に底敷き (インソール) がある靴等を選んでいただくと、調整しやすくなります。また、ご不明な点は、担当のセラピストまでご相談ください。

(4) 体重測定について

原則として毎月1回測定します。また、必要に応じて測定します。

(5) 体温測定等について

- ・ 原則として毎日午前中に体温を測定しますので、ベッドの上でお待ちください。
- ・ あわせて便・尿の1日の回数を聞かせていただきます。
(前日の午前6時から当日の午前6時までの回数)

(6) 洗面について

洗面所の使用時間は午前7時から午後10時までとなっておりますので、時間内の使用をお願いいたします。

(7) 食事について

- ・ 食事時間は、朝食は7時30分頃、昼食は11時30分頃、夕食は午後6時以降となっております。適時適温で提供しています。
- ・ 2種類のメニューからお選びいただく選択メニューを実施しております。
(一部治療食を除く)
- ・ 選択された食事の開始は、入院日により異なりますので、ご了承ください。
- ・ 検査や手術のために食事が中止になったり、遅くなる場合は医師、看護師が説明いたします。

- ・ 外出・外泊で食事が不要な場合は、3日前までに看護師にお申し出ください。急なお申し出の場合は、調理済みの食材料費を請求させていただきます。
 - ・ 院内での出前や生もの等の持ち込みは固くお断りいたします。
 - ・ 医師の指示により症状や治療方針に適した食事を提供しています。
当院で提供する食事以外の飲食については、医師の許可が必要ですので、主治医とご相談ください。
 - ・ お茶は1日2回、病室に準備させていただきます。
 - ・ お湯は、デイルームの給湯機でもご利用いただけますが、熱湯が出ますのでご注意ください。(患者さんの状態により、医師、看護師の許可や指導が必要な場合があります。)
- (8) 入浴について
- ・ 主治医の許可があれば入浴していただけます。
 - ・ 入浴できない方は、看護師が清拭をいたします。
 - ・ 入浴時の洗面器その他必要物品等は各自のものをご使用ください。
- (9) 寝具について
- ・ 病院が準備した寝具を使用させていただきます。
 - ・ シーツ・包布の交換は週1回いたします。交換時は、ベッド周辺の私物を整理しておいてください。
- (10) お薬について
- ・ 手術や検査によっては、お薬が一時的に中止になることがありますので、必要時、ご説明させていただきます。

②安全に入院生活を送っていただくために

- (1) 患者さんの本人確認の励行について
- ・ 診療等にあって患者さんのご本人確認のために、その都度お名前や生年月日をお尋ねしております。
 - ・ 何度もお尋ねする場合がありますが、患者さんの誤認防止のため、ご協力をお願いいたします。
 - ・ 入院中「患者認識リストバンド」の装着をお願いしています。
診察・処置・与薬・検査・訓練や療養上の援助時に、ご本人であることを職員が確認し、患者間違いを未然に防止することを目的としています。
- (2) アレルギー予防について
- ・ お薬や食べ物・金属等で、アレルギーを起こす場合がありますので、アレルギーを経

験したことがある方は、医師・看護師にお伝えください。

(3) 転倒・転落予防について

入院生活をしていただく環境は、これまでに過ごし慣れた環境とは異なります。

当院では、患者さんの生活環境を整備しながら、転倒・転落の予防に万全を期しています。また、リハビリテーションを目的とする病院のため、転倒・転落を予防するという理由であっても、患者さんの身体を抑制することは極力いたしません。

そこで、入院生活を安全に過ごすために次のようなことをお願いすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

- ◆ 革靴、スリッパ、サンダルのご使用はさけていただき、履きやすく滑りにくい靴をご用意ください。



- ◆ 車いすの乗り降り時は必ずブレーキを掛け、フットレストを上げてから立ち上がってください。
(車いすの操作方法については、一緒に練習をします。)
- ◆ 入院後、転倒・転落防止のためにベッド柵や各種の予防用具を使用している場合は、ご家族が面会に来られた時と終了時に必ず看護師に声をかけてください。
- ◆ 転倒の可能性が高い方は、転倒による骨折を防ぐために、ヒッププロテクターを着用していただくこともあります。
- ◆ 前病院で転倒経験のある方や転倒の可能性が高い方は、不安を和らげ環境に慣れていただくため、入院当初ご家族の方は可能な範囲で結構ですので傍にいていただけるとお願いいたします。

(4) 感染予防対策についてのお願い

①当院での感染対策について

安心して療養生活を送っていただくために、病院職員一丸となって感染対策に取り組んでいます。このため、入院時または必要に応じて、菌やウイルスの検査をさせていただいております。また、必要に応じて、医療従事者は手袋・ビニールエプロン、マスク等を着用し、患者さんに触れる前と後に手指衛生を行っております。

②患者さんへのお願い

- ・「食事の前、トイレの後、病室から出る時、病室に入る時、手すりなど触った後、くしゃみを手で押さえた後」には、手洗いや手の消毒をこまめに行ってください。
- ・院内に設置している消毒液等をご利用ください。

③ご家族等へのお願い

- ・院内ではマスクの着用をお願いいたします。
- ・病院には、抵抗力が落ちている方が多く入院していますので、病室に入る前には、手洗いや手の消毒をしてください。
- ・発熱、咳、鼻水、下痢など体調がすぐれない方は、面会をご遠慮ください。
- ・入院直前や入院後の外泊時に、ご自身や同居しているご家族がインフルエンザや感染性胃腸炎（下痢・嘔吐）、麻疹、水痘などに罹った場合は、事前にご連絡ください。

IV 入院中の諸手続き

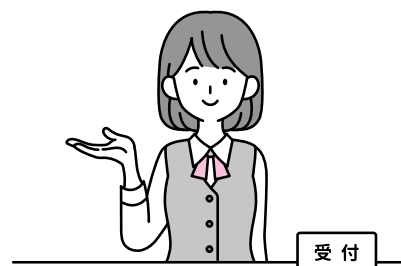
① 入院料のお支払いについて

- (1) 入院費は1ヵ月分を月末に計算し、請求させていただきます。
 - ・請求書は翌月の11日に（その日が休日等のときは、原則翌日）医事課職員が病室にお持ちいたします。1階医事課会計窓口でお支払ください。
 - ・患者さんに請求書をお持ちした際、ご不在の場合は、床頭台の引き出しの上に置かせていただきます。
 - ・請求書の手渡しを希望される場合は、入院時に1階医事課入退院受付までお申し出ください。請求書配付時ご不在の場合は、後日お持ちいたしますのでご了承ください。
 - ・退院される時は、退院日（退院日が休日等のときは前日）にお支払いください。月始めから退院日までの請求書ができ次第ご連絡いたしますので、1階医事課会計窓口でお支払いください。お支払い後は、退院連絡表を病棟看護師にお渡しください。

* 医事課会計窓口の取り扱い時間は次のとおりです。

月～金曜日 午前9時～午後5時
(土・日・祝日は取り扱いをしております)

- ・クレジットカード、デビットカードのお取り扱いをしておりますので、詳しくは1階医事課会計窓口でお訪ねください。
- (2) 領収書は、所得税の医療費控除を申告する場合に必要となりますので、それまで大切に保管してください。
 - ・領収書を紛失されましても再発行いたしかねますので、ご了承ください。
 - ・領収書を紛失され必要な場合は、医療費領収証明書（有料）を発行いたしますので、お申し出ください。
- (3) 入院日・退院日の入院料は、入・退院時刻にかかわらず1日扱いとなります。
- (4) 退院時の費用は、退院日に間に合うようにいたしますが、伝票整理の遅れ等で、退院後に追加の請求をさせていただくことがあります。
- (5) お支払いのことで、わかりにくいことや、お困りのことがあれば、ご遠慮なく1階医事課会計窓口の職員にご相談ください。



② 診断書等の書類のお申込みについて

診断書等の書類の必要な方は、1階医事課書類受付（診断書等）へお申込みください。

受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までです。

診断書等の作成には、2週間程度の日数をいただいております。

患者本人でない方への診断書等の受渡しには、ご本人の委任状が必要です。

（代理の方の身分を証明するもの（運転免許証、健康保険証など）をご持参ください。）

③ 退院について

退院は、主治医の許可が必要です。

具体的な退院日時については病棟看護師長にご相談ください。

④ 保険資格等の変更について

保険資格、各種医療受給資格に変更が生じたときは新しい資格証をご持参のうえ、また、変更が生じる予定のある時はその旨を、1階医事課入退院受付にお申し出ください。

V 患者さん及びご家族の方へ

(1) 治療方針や病状について説明を希望される場合は、あらかじめご希望の日時を担当医または看護師にご相談ください。

(2) 入院の費用等について、わかりにくいことやお聞きになりたいことがありましたら、1階医事課入退院受付にお問い合わせください。

(3) 入院中の看護は、看護師がいたしますので付き添いの必要はありません。
但し、患者さんの病状などでご家族の希望があり、医師が必要と認めた場合に限り、ご家族の付き添いが認められます。
ご希望の方は「患者付き添い許可申請書」をご記入いただきます。

(4) 職員への謝礼等は、入院中・退院時を含め一切お受けしておりません。

(5) 地域医療連携部・医療福祉相談室のご案内

患者さんやご家族の皆さんから、入院に関するご不安やお困りのことなど、様々なご相談をお受けする窓口を、1階の医療福祉相談室に設けております。ご遠慮なくご利用ください。

(相談等の受付は、土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時)

医療福祉相談室は、病院利用者やそのご家族が入院から退院まで、さらに退院後の生活上の解決しなければならないさまざまな問題に関して、医療ソーシャルワーカーや退院支援看護師がご相談を受け専門的立場から支援を行っています。

【医療ソーシャルワーカー】

病気やけがにともなって起こる生活上の不安や心配事に対してご相談に応じ、患者さんやご家族とともによい解決方法が見つかるようお手伝いいたします。

また必要に応じて関係機関との連絡調整を行っています。

例えばこんな相談があれば・・・

- ◆介護保険サービスを受けたい
- ◆障害者手帳があればどのようなサービスが利用できるの？
- ◆治療費の支払いや生活費がとても心配
- ◆障害年金のことがよくわからない
- ◆仕事などこれからの生活に不安がある
- ◆ヘルパーやデイサービスを利用するには？

【退院支援看護師】

退院支援看護師は患者さんとご家族が安心して退院できるよう、入院中から在宅生活に向けてさまざまなご相談に応じます。

また病棟看護師や院内・地域のスタッフと連絡をとり、患者さんやご家族と一緒に退院準備を行うとともに、退院後の生活への支援もさせていただきます。

例えばこんな相談があれば・・・

- ◆退院後の生活や介護が心配
- ◆在宅での医療器具や看護・介護用品の購入方法を教えてほしい
- ◆病気の予防、健康管理はどんなことに注意すればいいの？
- ◆保健福祉サービスの種類や選び方について教えてほしい
- ◆退院した後も相談にのってもらいたい

(6) ご希望・ご提案

入院中のご希望・ご提案は、担当医師・病棟看護師長へいつでもお話してください。

当院に対するご希望・ご提案をお受けする「ハートメッセージ」の箱を各階のダイニング（食堂）と1階医事課カウンター・リハビリ療法室に設置しています。

「ハートメッセージ」に書かれた事により不利益な取り扱いをすることは一切ありませんので、忌憚のないご希望・ご提案をお寄せください。当院を少しでも良くするために活用させていただきます。



輸血拒否患者さんへの当院の対応方針について

1. はじめに

輸血を拒否される患者さんが成人の場合、宗教上の信念等に基づいてご本人が輸血を拒否されることは法律上保障されており、意思決定ができる状態の患者さんの同意を得ないで輸血をすることは違法行為である、というのが現在の考え方であり、過去の判例でも示されているところです。

しかしながら、医療は医師と患者さんの協働行為であり、また、患者さんの救命は医療の基本です。従って、患者さんならびにそのご家族がこれに反する医療行為を医師に強要することもまた無理なことといえましょう。

したがって当院では、患者さん（または代諾者）が輸血を拒否される場合にはそのご意思を尊重して出来る限り無輸血での治療を試みますが、輸血なしでは生命の維持が困難となった場合には輸血を行うという「相対的無輸血治療」を骨子とする以下の基本方針をここに表明いたします。これにともない、当院における円滑な診療が行えますようご理解とご協力をお願いする次第です。

2. 輸血拒否患者さんに対する基本方針

- (1) 輸血を拒否する患者さんに対してはその意思を尊重して出来る限り無輸血での治療を試みますが、輸血なしでは生命の維持が困難となった場合には輸血を行う「相対的無輸血治療」を当院の基本方針とします。
- (2) この基本方針を病院のホームページに公表し、また入院時のすべての患者さんにも提示します。
- (3) この方針が受け入れられない患者さんには転院をお勧めします。
- (4) ただし、相対的無輸血治療も拒否する患者さんに対して転院させるまでの時間的猶予がない緊急時の医療行為においては、担当医師の判断による輸血以外の治療を容認します。
- (5) 相対的無輸血治療も拒否する患者さんに対する輸血の可能性が低い手術など、緊急時以外の医療行為における担当医の意向は病院長、当該科長等も含めて個別に対応します。

個人情報保護に関するお知らせ

当院は患者さんの個人情報保護に全力で取り組んでいます。

患者さんの個人情報の利用については、下記の目的に限定し、その取り扱いには細心の注意を払っております。

なお、個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、1階総務部医事企画課までお気軽にお申し出ください。

当院における患者さん等の個人情報の利用目的【患者さん等への医療提供に必要な利用目的】

■【当院での利用】

- 当院で患者さん等（検診・健診を含む）に提供する医療
 - 医療保険事務
 - 患者さんに係る管理運営業務のうち、
 - 一入退院等の病棟管理
 - 一会計・経理
 - 一質向上・安全確保・医療事故あるいは未然防止等の分析・報告
 - 一患者さん等への医療サービスの向上
- *患者さんの安全確保のため、原則として「実名」を病室、食札等に表示させていただいております。
表示を望まない場合は、入院病棟の看護師長までお申し出ください。

■【他の事業者等への情報提供】

- 当院が患者さん等に提供する医療のうち、
 - 一他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
 - 一他の医療機関等からの照会への回答
 - 一検体検査業務の委託・その他の業務委託
 - 一家族等への病状説明
- 医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務のうち、
 - 一保険事務の委託
 - 一審査支払機関又は保険者等のレセプトの提出
 - 一審査支払機関又は保険者等からの照会への回答
- 事業者等から委託を受けて健康診断等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知
- 医療賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- 第三者機関への質向上・安全確保・医療事故対応・未然防止等のための報告

【上記以外の利用目的】

■【当院での利用】

- 医療機関等の管理運営業務のうち、
 - 一医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 一当院内において行われる医療実習への協力
 - 一医師・看護師・薬剤師及び、医療関係職者等への教育・研修
 - 一研究、治療経過及び予後調査、満足度調査や業務改善のためのアンケート調査
- *実習生及び研修生に対する教育や臨床研究のために患者さんの診療に実習生及び研修生が立ち会います。
(立ち会う事を望まない場合は、お申し出ください。)

■【学会・医学誌等への発表】

一特定の患者・利用者・関係者の症例や事例の学会、研究会、学会誌等での報告（氏名、生年月日、住所等を消去することで匿名化します。匿名が困難な場合は、本人の同意を得ます。)

■【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- 当院の管理業務のうち、
 - 一外部監査機関への情報提供
 - 一当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - 一当院に来院された患者さん等のお見舞い客への病棟案内
- 関係法令に基づく行政機関及び司法機関への提出等

【付記】

- 1 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
- 2 お申し出がないものについては、同意していただけましたものとして取り扱わせていただきます。
- 3 これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。
(同意いただけない場合でも、診療上の不利益をこうむることはありません。)

入院連絡票

ふりがな
患者氏名

生年月日 T・S・H・R 年 月 日 (歳)

連絡先 1 TEL ()

2 TEL ()

(注) 連絡先は、午前9時から午後5時までの間に必ず連絡が取れるところをご記入ください。

連絡先が会社の場合は、部署の内線番号等の記入をお願いいたします。

入院中の場合は、病院名及び病室番号等をご記入ください。

入院される患者さん
及びご家族の方へ

**「入院申込・診療誓約書並びに
連帯保証書」の提出について**

入院にあたり、別紙「患者さんの責務」をお読みいただき、十分に理解されたうえで、「入院申込・診療誓約書並びに連帯保証書」の用紙に必要事項を記載のうえ、入院当日に医事課入院係に必ず提出していただくようお願いいたします。

提出いただけない場合、入院をお断りし、お帰りいただくこととなりますので、予めご了解願います。

なお、緊急入院や転院の方につきましては、初日から1週間以内に必ず提出していただくようお願いいたします。

兵庫県立リハビリテーション中央病院長

入院申込・診療誓約書並びに連帯保証書

兵庫県立リハビリテーション中央病院長 殿

私はこの度、担当の医師から説明のあった入院を伴う診療について、承諾・納得した上で申し込みます。また、今回の入院にあたっては、別紙「患者さんの責務」の内容を十分に理解し、順守することを誓約します。
*緊急入院時等には、事前に十分な説明が出来ないまま入院診療が開始されることもありますので、ご理解ください。

年 月 日

ふりがな _____

患者氏名 _____ ㊞

生年月日 _____ 年 月 日

現住所 _____

電話番号 (_____) _____

*以下の欄は、患者さんの入院診療に対して、患者さんと同等に受診に関する責務を連帯していただくためにあります。患者さんが未成年等、自身で責任が負えない場合には必ず記載願います。

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

患者との関係 _____

上記の者が県立リハビリテーション中央病院に入院するにあたり、本人の入院中の身元に関する一切の事項及び入院中の費用が規定の納期日までに納入できなかった場合は、連帯してその債務を負担することを保証します。

【 連帯保証人 】

【 連帯保証人 】

住 所 _____

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

氏 名 _____ ㊞

生年月日 _____ 年 月 日

生年月日 _____ 年 月 日

電話番号 (_____) _____

電話番号 (_____) _____

勤務先 _____

勤務先 _____

電話番号 (_____) _____

電話番号 (_____) _____

患者との関係 _____

患者との関係 _____

極度額 [] 800,000円 (一般室利用の場合)
[] 1,600,000円 (一般個室利用の場合)
[] 2,200,000円 (特別室利用の場合)

極度額 [] 800,000円 (一般室利用の場合)
[] 1,600,000円 (一般個室利用の場合)
[] 2,200,000円 (特別室利用の場合)

- ※1. 患者さんの入院費及び入院中の費用を記載の極度額までお支払いいただける方2名。
2. 上記のうち1名は患者さんとは生計を別にされており、同居されていない方。(生計が別で同居されていなければ親族の方でもかまいません)

【 極度額とは 】 ※民法の改正により、保証人の権利保護のため、記載が必要となりました。連帯保証人の方に保証いただくのは、あくまで(お二人で合わせて)患者さんの『医療費と入院中の費用』の額までであり、その額を超えて債務を負担いただくことはありません。ただ、診療内容により医療費等が増え、極度額を超えた場合は、改めて保証書をいただく必要がありますのでご了承ください。

患者さんの責務

治療を希望される患者さんの権利を理解した上で、患者さんには、次のような責務があります。

公共の場である病院を利用していただく上で、皆さんの療養環境を快適に保つため、当院の規則及び指示に従う責務

【具体事項】

- 他の患者さんの迷惑となるような行為、行動を行わない
- 理由の如何にかかわらず、他の患者さん、あるいは職員に対する暴言、暴力を行わない
- 敷地内で喫煙、飲酒を行わない
- 主治医の許可の無い外出、外泊を行わない
- 許可のある外泊、外出時においても、暴飲、暴食等の療養指示違反を行わない
- ご自身の健康状態や病気に関する情報は、可能な限り病院に伝える
- 主治医から説明を受け、納得、同意された治療に関し、患者さん自身でも主体的に参加する
- 治療費、その他諸料金を支払う

上記の責務を果たしていただけない場合については、当院での診療継続は不可能と判断し、診療を中断し、その後の診療をお断りすることがあります。

入院患者さんの喫煙について

当院では敷地内禁煙としておりますので、病院とその周囲を含む敷地内では厳に喫煙されないようお願いいたします。

兵庫県では2019年7月1日付けで「受動喫煙の防止等に関する条例」が改正され、20歳未満及び妊婦の方を受動喫煙から守る観点から、医療機関等においては建物内、敷地内及びその周囲においても喫煙は禁止されており、違反者には罰則が科せられます。

また、厚生労働省からは、絶対禁煙を入院の条件とするよう指導されております。従って、当院での入院中は禁煙のみならず、たばこ（電子タバコを含む）やライターなどの火器類の持ち込みも禁止しております。

以上の敷地内禁煙については本『入院のご案内』にも記載しております。患者さんが喫煙しているところを見かけた場合は、入院治療の意思がないものと判断し、不本意ながら、退院していただく場合がありますので、予めご了承ください。

2019年8月1日

兵庫県立リハビリテーション中央病院長

入院時チェック票

**ケアマネジャーさん、かかりつけ診療所の先生に連絡を行うためにお尋ねします。
入院日に病棟看護師に提出ください。**

患者氏名： _____ 提出日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

※ケアマネジャーさんに連絡を行うためにお尋ねします。

問A 現在、要介護認定を受けておられますか？

- 1 はい (要介護1・2・3・4・5・要支援1・2)
- 2 いいえ
- 3 申請中

問B 現在、担当ケアマネジャーさんはいますか？

「はい」と答えた方は、ケアマネジャーさんの氏名と連絡先を教えてください。

- 1 はい (事業所名： _____ 氏名： _____
所在地： _____ 電話番号： _____)
- 2 いいえ

問C あなたが入院したことをケアマネジャーさんが知ることは、退院後の生活においてとても重要なことです。このため入院されたことをケアマネジャーさんにお伝えしてもいいですか？

- 1 はい
- 2 いいえ

※かかりつけ診療所の先生に連絡を行うためにお尋ねします。

問A 現在、かかりつけ診療所の先生（日頃から定期的に受診している先生）はいらっしゃいますか？

- 1 はい (診療所名： _____ 医師名： _____
所在地： _____ 電話番号： _____)
- 2 いいえ

問B 今回の入院に関して、かかりつけ診療所の先生はご存じですか？

- 1 はい
- 2 いいえ

問C あなたが入院したことをかかりつけ診療所の先生が知ることは、退院後の療養生活においてとても重要なことです。

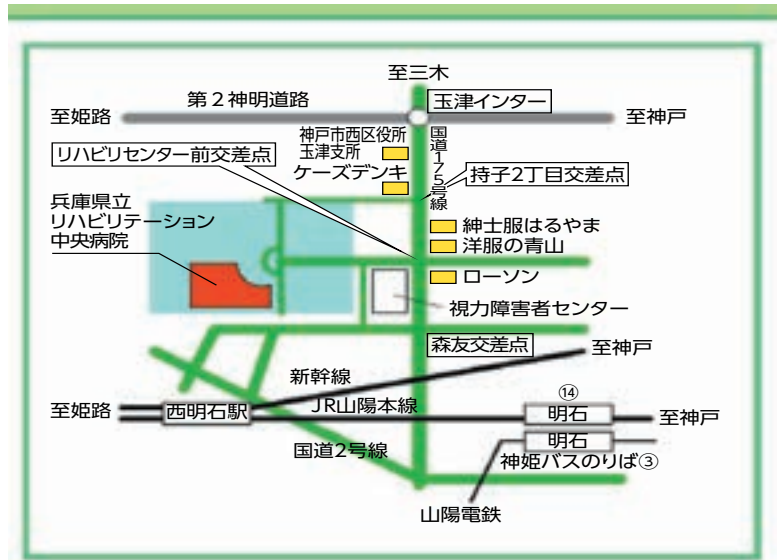
このため入院されたことをかかりつけ医にお伝えしてもいいですか？

- 1 はい
- 2 いいえ

3 東 ・ 3 西 ・ 3 新 ・ 4 東 ・ 4 西 ・ 5 東 ・ 5 西

看護師記入欄

〈医療秘書への依頼〉 <input type="checkbox"/> ケアマネジャーへの報告書 <input type="checkbox"/> かかりつけ医への報告書 <input type="checkbox"/> 目標設定等支援・管理シートの作成	書類作成日
	月 日

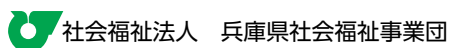


●お車でお越しの方

第2神明道路玉津インターより、国道175号線を南に約2Km、リハビリセンター前交差点を右折してください。

●公共交通機関をご利用の方

J R 神戸線（山陽本線）明石駅下車、神姫バス約15分・タクシー10分
 神姫バス 県立リハビリセンター行（明石駅北側14番のりば）終点下車すぐ
 三木・社・押部谷・西神中央行（明石駅南側バスターミナル3番のりば）、
 玉津曙下車徒歩5分
 新幹線・J R 神戸線西明石駅下車、タクシー約10分



兵庫県立リハビリテーション中央病院

〒651-2181 神戸市西区曙町1070 ☎(078)927-2727
<https://www.hwc.or.jp/hospital/>